

 北九州市公報	発 行 所 北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所
--	--

## 目 次

## ◇ 告 示 ページ

- |   |      |
|---|------|
| ○ 北九州都市計画臨港地区の分区の変更【港湾空港局整備部計画課】  | 1026 |
| ○ 北九州市立児童文化科学館における使用料の徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部児童文化科学館】                        | 1030 |
| ○ 北九州市響灘ビオトープにおける使用料の徴収事務の委託【環境局環境未来都市推進室】                                | 1031 |
| ○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】              | 1032 |
| ○ 五市対等合併の歴史的評価、北九州市公害対策史、北九州市公害対策史（解析編）、北九州市土木史の売払代金の徴収事務の委託【総務企画局政策部企画課】 | 1033 |
| ○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境保全課】                           | 1034 |
| ○ 脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務の委託【産業経済局農林水産部水産課】                              | 1035 |

## ◇ 公 告

- |                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| ○ 北九州港港湾計画の変更の概要【港湾空港局整備部計画課】        | 1036 |
| ○ 特定調達契約の締結【保健福祉局保健医療部保険年金課】         | 1037 |
| ○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局学務部学事課】 | 1038 |

## 北九州市告示第154-2号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、北九州都市計画臨港地区の分区を次のとおり変更する。

その関係図面は、北九州市港湾空港局整備部計画課において一般の縦覧に供する。

平成25年4月18日

北九州市長 北橋健治

### 1 分区の種類及び範囲

#### (1) 商港区

北九州市門司区

新門司北一丁目の全部並びに新門司一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司北三丁目地先、大字今津、大字猿喰、大字白野江、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦海岸、大久保二丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、浜町、東港町、港町、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、片上海岸、小森江一丁目、大里本町一丁目、大里本町二丁目及び松原二丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広二丁目、浅野二丁目、浅野三丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

大字二島、久岐の浜、本町一丁目、本町二丁目、北湊町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、響町三丁目及び響町三丁目地先の各一部

北九州市八幡西区

洞北町の一部

北九州市戸畠区

大字中原、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町及び銀座二丁目の各一部

#### (2) 工業港区

北九州市門司区

新門司一丁目、新門司二丁目、新門司三丁目、新門司北三丁目、白野江三丁目、大字田野浦、田野浦二丁目、田野浦海岸、新開、大久保二丁目、大久保三丁目、瀬戸町、大里元町及び大里本町一丁目の各一部

北九州市小倉北区

浅野三丁目、許斐町、東港二丁目及び西港町の各一部

北九州市若松区

柳崎町の全部並びに大字二島、赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、

北浜一丁目、北浜二丁目、桜町、大字安瀬、大字安瀬地先、響町一丁目、響町一丁目地先、響町二丁目、響町二丁目地先、向洋町及び大字小竹地先の各一部

北九州市八幡東区

大字枝光、大字尾倉及び大字前田の各一部

北九州市八幡西区

東浜町、築地町、屋敷二丁目、舟町、大字藤田、大字熊手及び洞南町の各一部

北九州市戸畠区

大字戸畠、大字中原、飛幡町、銀座二丁目、牧山五丁目及び牧山海岸の各一部

(3) 特殊物資港区

北九州市小倉北区

末広二丁目の一部

(4) 漁港区

北九州市門司区

新門司二丁目、太刀浦海岸、大字田野浦、旧門司二丁目及び大里本町三丁目の各一部

北九州市小倉北区

末広一丁目及び末広二丁目の各一部

北九州市若松区

浜町一丁目の一部

北九州市戸畠区

川代二丁目及び銀座二丁目の各一部

(5) 保安港区

北九州市門司区

新門司二丁目及び瀬戸町の各一部

北九州市小倉北区

赤坂海岸、末広二丁目及び西港町の各一部

北九州市戸畠区

大字中原の一部

(6) マリーナ港区

北九州市門司区

新門司北二丁目の一部

(7) 修景厚生港区

北九州市若松区

本町一丁目及び響町一丁目の各一部

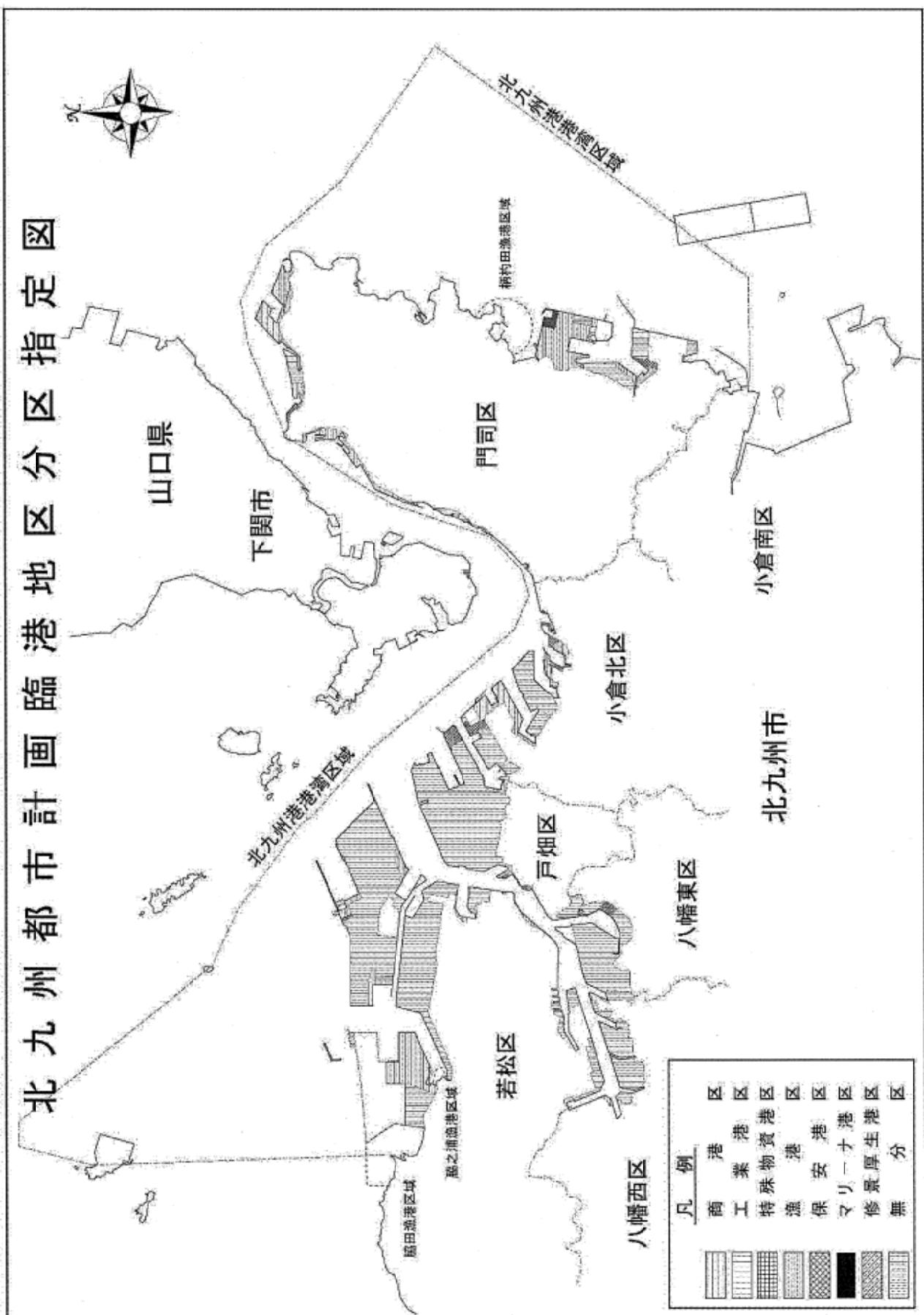
北九州市八幡東区

大字枝光の一部

2 北九州都市計画臨港地区分区指定図

次の図面のとおり

# 北九州都市計画臨港地区分区指定図



北九州市告示第161号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立児童文化科学館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
安全警備株式会社	北九州市八幡西区筒井町5番5号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市響灘ビオトープにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

北九州市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

1 認可地縁団体の名称

田原自治会

2 代表者の変更

変更前後 の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		市野秀道	北九州市小倉南区田原一丁目5番3号
変更後	平成25年 4月1日	上村道和	北九州市小倉南区田原二丁目8番23号

北九州市告示第164号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、五市対等合併の歴史的評価、北九州市公害対策史、北九州市公害対策史（解説編）、北九州市土木史の売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益財団法人 北九州市芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町1丁目1番1号	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

## 北九州市告示第165号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定する。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、北九州市環境局環境保全課に備え付ける。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

### 1 形質変更時要届出区域の所在地

北九州市八幡西区大字熊手2716番の一部

### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン、チオベンカルブ並びに有機りん化合物

### 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州市筑前海区海面 利用適正化協議会	北九州市若松区大字安 屋1742番地	平成25年4月1日か ら平成26年3月31 日まで

北九州市公告第273-2号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、北九州港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成25年4月18日

北九州港港湾管理者 北九州市  
代表者 北州市長 北橋健治

## 1 港湾計画の変更の概要

平成24年北九州市公告第26号によりその概要を公告した北九州港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

### (1) 公共ふ頭計画

#### 物揚場（削除）

地区名	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
若松地区	3.7	320	施設の廃止

### (2) 土地造成及び土地利用計画

#### 土地利用計画（変更）

地区名	面積（ヘクタール）		用途
	変更前	変更後	
若松地区	2	2	ふ頭用地
	1	1	港湾関連用地
	2	2	都市機能用地
	1	1	交通機能用地
	2	2	緑地
響灘東地区	28	28	ふ頭用地
	67	47	港湾関連用地
	2	2	交流厚生用地
	991	1010	工業用地
	64	64	交通機能用地
	115	115	緑地
	133	133	海面処分用地

## 2 港湾計画の縦覧場所

北九州市門司区西海岸一丁目2番7号

北九州市港湾空港局整備部計画課

北九州市公告第275号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約を締結したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

1 特定役務の名称及び数量

国民健康保険システム運用支援及び保守業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課

北九州市小倉北区城内1番1号

3 契約の相手方を決定した日

平成25年3月29日

4 契約の相手方の名称及び住所

行政システム九州株式会社

福岡市博多区東平尾一丁目3番3号

5 契約金額

6,433万5,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第10条第1項第2号に該当するため

## 北九州市公告第276号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年4月22日

北九州市長 北橋健治

### 1 調達内容

#### （1）特定役務の名称及び数量

小池特別支援学校スクールバス運行業務 一式

#### （2）履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（3）履行期間 平成25年7月1日から平成28年8月31日まで（平成25年7月1日から同年8月31日までは乗務員研修等の準備期間とし、契約金額の支払いは、平成25年9月1日から平成28年8月31日までの36箇月とする。）

#### （4）履行場所 市長が指定する場所

（5）入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3）本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市契約室管理課（電話 093-582-25

45)に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成25年5月14日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市教育委員会事務局学務部学事課

イ 日時 公告の日から平成25年5月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

##### (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎東棟7階711会議室

イ 日時 平成25年5月27日午後2時

##### (4) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成25年5月14日までに競争参加資格の確認申請書を北九州市教育委員会事務局学務部学事課に提出しなければならない。

##### (5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成25年6月18日午後5時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号  
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室

イ 日時 平成25年6月19日午前10時00分

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語  
イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

##### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学務部学事課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2378

## 6 Summary

(1) Product and Quantity

Outsourcing of school bus services for Koike Special Education School

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m June 19, 2013

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m June 18, 2013

(4) For further information, please contact :School Services and

Financial Assistance Division, School Management Department,

Board of Education, City of Kitakyushu